

独立行政法人労働者健康安全機構 労働安全衛生総合研究所研究設備等貸与料算定基準

平成 28 年 4 月 1 日
所内規程第 39 号

(総則)

第 1 条 この基準は、独立行政法人労働者健康安全機構 労働安全衛生総合研究所（以下「研究所」という。）が所有する研究用設備及び機器（以下「研究設備等」という。）を外部機関に貸与する場合の貸与料算定について定めたものである。

(用語の定義)

第 2 条 この基準における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- 一 償却費とは、研究設備等の使用又は経年による価値の減価額をいう。
- 二 取得価額とは、研究設備等の取得時の価格（消費税込み）をいう。ただし、取得価格が明らかでない場合には、その見積額をいうものとする。なお、増設・改造等によって機能を向上させた場合は、機能向上に要した価格も取得金額に含めるものとする。
- 三 供用日数とは、研究設備等が実験現場に供用される日数（現場に搬入・搬出し、又は実験の準備・後片付け等に必要の実数を含む。）をいう。
- 四 年間標準供用日数とは、研究設備等ごとに実績又は推定により定められる年間の標準的な供用日数をいう。
- 五 耐用年数とは、通常の維持修理を加え、かつ、研究設備等本来の用途用法の下で、通常予定される当該研究設備等の効用の持続年数をいう。

(研究設備等の貸与料の算定)

第 3 条 研究設備等の貸与料は、当該研究設備等の貸付期間の初日が属する年度の 4 月 1 日現在の固定資産台帳価格を、当該研究設備等の年間標準供用日数で除した金額に供用日数を乗じて得た金額とする。

2 前項における固定資産台帳価格は、当該研究設備等の取得価額から償却費の額を減じた金額であり、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」(昭和 40 年大蔵省令第 15 号) による耐用年数、当該耐用年数に応じた残存価額、及び減価償却方法により算出することとする。

(技術料の算定)

第4条 当該研究設備等の使用に係る技術料は、供与日数1日当たり、次の各号に定めるとおりとする。なお、第3号においては、技術料を算定する供用日数は技術指導に要した日数とする。

- 1 非常に高精度、専門的な研究設備等であり、研究所の担当研究員以外には技術指導、運転操作が困難なもの 100,000円
- 2 高精度、専門的な研究設備等であり、研究所の担当研究員による技術指導、運転操作が必要なもの 70,000円
- 3 一般的な研究設備等であり、研究所の担当研究員による運転操作は不要で、技術指導のみ必要なもの 50,000円

(間接経費の算定)

第5条 当該研究設備等の使用に伴う光熱水料、格納保管及び事務処理等に必要な経費の合計を間接経費とする。

- 2 光熱水料は、当該研究設備等の使用に当たって必要となる電気、ガス、水道の料金であり、各料金単価に当該研究設備等の使用による消費量を乗じて算定することとする。
- 3 格納保管及び事務処理等に必要な経費は、第3条の研究設備等の貸与料及び前条の技術指導料の合計額の3割に相当する額(千円未満切り捨て)とする。